

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第11回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第11回）
- 2 日時 平成30年8月30日（木）午後7時から午後7時50分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、中島委員、篠宮委員、鈴木委員、柴委員、高崎委員、菅原委員、遠藤委員 以上12名
- 5 欠席委員 森田委員、小玉委員、 以上2名
- 6 事務局 内野福祉保健部長、傳介護福祉課長、松下係長・桑原主事（以上、保険係）、田中係長（介護サービス係）、櫻井係長（地域ケア係）、森山主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第  
第6期介護保険運営協議会（第11回）
  - （1）開会
  - （2）配布資料の確認
  - （3）議題  
議題1 地域包括支援センターの事業評価等について  
議題2 保険者機能強化推進交付金について（報告）  
議題3 第7期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における数値目標について（今後の展開等）（報告）
  - （4）その他
  - （5）閉会
- 9 配布資料  
【資料1】 東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について  
【資料2-1】 保険者機能強化推進交付金について  
【資料2-2】 平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標

【資料2-3】各種将来推計について（資料）

【資料3】第7期計画の数値目標について（今後の展開等）

【参考資料1】「東久留米市、東京ガス株式会社西部支店、東京ガスイズミエナジー株式会社の3者で「東久留米市高齢者等みまもりに関する協定」を締結します」  
(Press Release)

#### 10 第6期介護保険運営協議会（第11回）の開催

##### （1）開会あいさつ（省略）

【会長】出欠席者等の確認

- ・出席者12、欠席者2名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 1名入室

##### （2）配付資料の確認（省略）

##### （3）議 題

#### 議題1 地域包括支援センターの事業評価等について

【会 長】 それでは、本日の議題に入る。議題1、地域包括支援センターの事業評価等について、事務局から説明願う。

【事務局】 事務局から説明する。なお、本日この議題に当たり、東部、中部、西部の各地域包括支援センター（以下、「包括」という。）の職員を招いている。説明後の質疑において必要に応じて各包括の職員より発言をお願いする。

それでは、資料1に基づき説明する。まず、「東久留米市地域包括支援センターに係る公正・中立性に関する評価基準」であるが、これは昨年度からの取り組みとして、資料にある公正・中立性に関する評価基準に基づき、各包括に平成30年3月末を基準として、自己評価を実施した。評価内容は、設置状況、情報管理、広報活動、介護予防ケアマネジメントの4分野、評価項目は5項目となっている。記載された評価基準に基づき、達成できている項目、達成できていない項目の確認欄に「○」を付すことで評価する。

達成の区分の基準は、確認欄に「○」が1つあれば満たしている項目と、2つあることで満たしている項目がある。1つあれば満たす項目は、情報管理と介護予防ケアマネジメントの2項目、2つあることで満たす項目は広報活動である。設置状況については、それぞれの包括の設置状況により1つもしくは2つあれば項目を満たすものとなっている。また、未達成については、1つでも「○」があると基準を満たしていないという評価となる。今年度の各包括の評価では、全項目達成の項目に「○」があり、未達成に「○」がある項

目はなく、一定の公正・中立性が保たれているといえる。

続いて、収支決算の状況である。収支決算の状況については、各包括の収支決算書等を資料として配布している。また、各包括の事業実施に際しては、年度当初に各包括より事業計画の提出を依頼しており、こちらも資料に添付している。評価項目は大きく8つに分かれており、それぞれの項目ごとに目的を達成するための具体的計画、期待される効果を記載している。年間予定としては、10月に事業計画に対する自己評価の提出を各包括に依頼し、11月にその自己評価をもとに市によるヒアリングを行い、12月に市による評価を行う。

最後にもう1点、口頭説明のみとなるが、介護保険法の改正により、今年度より市町村と包括に事業評価が義務づけられ、7月末に国への初回の評価報告を提出したことを報告する。この評価項目は、組織運営体制、個人情報管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的ケアマネジメント業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、事業間連携の9つに分かれており、今回資料として提出した事業計画と連動する部分が多い。なお、この評価は、評価をすることが目的ではなく、包括の機能強化に向けて、市町村が目標や取り組み内容を明確にすることを目的としている。

以上、各包括の事業実施については市でも各包括からの評価報告、予算決算書の提出かつ事業の進捗状況や課題について確認を行い、事業が適正かつ効率的に運営されるよう今後も努めていく。

【会 長】 この件について、何か質問等はないか。

【委 員】 各包括の30年度事業計画について聞きたい。認知症介護者家族会はどの包括でも開催していると思うが、介護者の苦労は重大なところであり、非常に有意義だと考えている。ところで、中部包括の認知症介護者家族会開催の事業のところ、具体的計画の中で「男性介護者の会」を開催するという記載がある。これは珍しいものだと思うが、何か目的、狙いがあると思うので、そこを教えて欲しい。

【中 部】 現状では、認知症家族会を開催していく中で、圧倒的に女性の介護者の参加が多い。時々男性の介護者の参加もあるが、女性のパワーに圧倒される部分があり、なかなか本音が言いにくい部分もある。さらに男性介護者の介護技術や理解の不足もあり、介護サービスの利用もスムーズにいかず、苦労があるということもあり、男性介護者が話しやすい環境に配慮した集まりの場を開催したいと考え、検討したものである。

【委 員】 公正・中立性評価の資料で、東部包括のみ、設置状況の確認欄で1カ所しか

「○」がないが、この理由はなにか。

【東 部】 東部包括に関しては、事務所が現在大門町と氷川台に2カ所にあり、いずれも独立した事務所として運営はしているので、包括が占有する事務所であるという項目だけに「○」がある。

【委 員】 各包括の決算書だが、東部包括と中部包括は予算と決算を比較する表になっているが、西部包括は前年度決算と当年度決算を比較する表になっており、タイトルも資金収支明細書（計算書）ではなく、事業活動明細書（計算書）となっている。昨年度については予算と決算を比較する表となっていたと思うが、様式を統一できないか。

【事務局】 昨年の本協議会においては委員の指摘のとおり、予算と決算の比較の表を出している。社会福祉法人の会計基準においては、資金収支明細書（計算書）は省略できるものと定められているが、今後については提出資料を資金収支明細書（計算書）に統一し、予算と決算を比較する形で提出するよう、各包括と調整したい。

【委 員】 西部包括の決算書の「その他の事業収益」の当年度決算が、前年度と比較し950万円増加している。この増加の原因をお聞きしたい。また、「その他の事業収益」とは何かについてもあわせてお聞きしたい。

【事務局】 「その他の事業収益」は、本市からの委託料である。28年度から29年度にかけて増額となった理由は、29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、委託料が増加したことが原因である。

【委 員】 個人情報保護の関心も高い中、セキュリティソフト等での情報管理はしているかと思うが、包括で使用しているパソコンやシステムについてのシステム監査は実施しているか。実施していないなら、定期的な監査を行うことを提案したい。

【事務局】 情報管理体制について確認をさせていただき、適切に対処したい。

【委 員】 また、資料の決算書には作成日の記載がないので、今後については、作成日の記載をお願いしたい。

【事務局】 ご指摘のとおり、今後は作成日を記載することとしたい。

## 議題2 保険者機能強化推進交付金について（報告）

【会 長】 議題の2について、事務局より説明を願う。

【事務局】 資料2-1「保険者機能強化推進交付金について」に沿って説明する。本交付金の制度について。この交付金は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等

の取り組みを推進することを目的として創設された、国から保険者へ交付される新たな交付金制度という位置づけの交付金である。この交付金の特徴は、P D C Aサイクルに基づいて、自立支援・重度化防止の施策を推進している保険者とそうでない保険者とで交付金の額の傾斜配分をすることにより、先進的な保険者に対するインセンティブを働かせることである。国の交付金の予算額は市町村分と都道府県分で合計200億円となっており、うち10億円は都道府県分となっている。

次に、(2)制度の概要について。交付金の交付額決定に当たっての各保険者を評価する指標については、資料2-2「平成30年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標」のとおりである。指標は大きく分けて3つに分類される。まず「I. P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」。これは、P D C Aサイクルに基づき、自立支援・重度化防止の取り組みを進めるための体制整備等を評価する指標。次に「II. 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進」。これは自立支援・重度化防止の取り組み状況を具体的な事業の実施状況に基づき評価する指標である。最後に「III. 介護保険運営の安定化に資する施策の推進」。これは、介護保険制度の安定化、持続可能性を高めるための施策の推進として、給付の適正化、人材確保等の取り組みを評価する指標である。

次に、この交付金と本協議会の関係について説明する。評価指標の中には、例えば指標Iの③の「将来推計を実施しているか」という設問など、何らかの方法によって公表をされていることを加点の要件とする指標がある。そこで、この公表方法として、議事が原則公開となっており、議論の内容を議事録として本市のホームページに掲載している本協議会を活用したいと考えている。

本日は資料2-3「各種将来推計について(資料)」(本議事録とともに市HPに公開)に基づき、第7期事業計画の策定以降に、本市において算定した将来推計を示す。資料2-3は、資料2-2の評価指標の1ページ、I-③に記載されているアからカの将来推計値について、事務局において算出したものである。アの「2025年における要介護者数・要支援者数」、イの「2025年における介護保険料」は第7期計画において推計済みであり、計画の本文に掲載済みである。ウの「2025年における日常生活圏域単位の65歳以上の人口」は、本年8月において新たに推計したものである。これは、27年度の圏域ごとの人口をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が公開している2015年度から2025年度までの本市における年齢階層別の生残率、純移動率の人口を乗じることにより推計している。エの「2025年における認知症高齢者数」は、厚生労働省科学特別研

研究所事業として実施された日本における認知症高齢者人口の将来推計に係る研究の報告書に掲載されている認知症患者の推定有病率を2025年度の人口推計に乗じることより算出している。オの「2025年における一人暮らし高齢者数」は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型世帯主率」を、高齢者の人口推計値に乗じ、本市の地域性を考慮した補正を加えて算出したものである。最後に、カの「2025年に必要となる介護人材の数」は、厚生労働省から提供された推計ツールをもとに算出したものだが、東京都の計画における介護職員の需要数と比較して較差があることに注意が必要である。

これらの推計値は現時点での推計などと比較し、本市の地域性を考慮した再検討を要するものだが、例えば認知症高齢者数の数などは、本市では要介護、要支援の認定を受けた方のデータしか保有しておらず、したがって、暗数を含め、現時点では認知症有病者数の正確な数を出すところが難しい。今後はこれらの数字を詳しく分析し、本市の実態を踏まえた補正を行っていくことも検討する必要がある。

【会 長】 この件に関し質問、意見等はあるか。

(挙手なし)

【会 長】 ないようなので、次の議題に移る。

### 議題3 第7期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における数値目標について (今後の展開等)

【会 長】 議題3について、事務局より説明を願う。

【事務局】 まず各数値目標を設定した経緯だが、各市町村は7期計画における国の基本指針に基づき、計画期間の各年度における達成状況の事後評価を行い、新たに抽出された課題等を次年度の施策に反映する「PDCAサイクル」を活用し保険者機能を強化することにより、地域包括ケアシステムを進化推進することが求められることとなった。7期計画の基本目標の設定(計画51頁下段)については、国が示したこれらの基本指針と第6期の高齢者施策の振り返り(計画第2章の内容)を踏まえて設定している。また、あわせて7期計画の数値目標(計画70頁)を設定したが、これは第10回協議会で説明している内容の繰り返しだが、今般の介護保険制度の改正により、第7期計画中の取り組み内容の方向性を計画に示すとともに、取り組みの達成状況を客観的に評価するために、何をどれだけやるのかを計測可能な指標として数値目標として設定することになっている。

これを踏まえ、資料3に沿って各担当より説明する。

【事務局】 基本目標1「介護予防・健康づくりの推進」の現状及び今後の展開等について説明する。29年度より運動、栄養、口腔ケアについての知識を深めることを目的とした教室「シャキシャキ介護予防教室」を開始している。また、ドリルを使った簡単な読み書き計算で、脳の健康維持と認知症予防に取り組む教室ということで、脳の健康教室を行っていたが、28年度より開催場所を増やしたことで、実施回数は増えている。ただ、今後は実施回数だけではなく参加人数を増やしていくよう、一層の周知を図りたい。

【事務局】 基本目標2「介護サービス等の推進」についてだが、まず、議題2の資料2-2の推進交付金に係る評価指標をみていただきたい。これを見ると、資料2-2の3頁の、「Ⅱ. 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進」(1) 地域密着型サービスの①は、「地域密着型サービスについて、保険者として地域のサービス提供体制等の実情に応じた基盤整備を図るための取り組みを評価するもの」となっており、国は定期巡回・随時対応型訪問介護看護(本市では28年8月に開設)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3つの整備を評価対象にしていることがわかる。7期計画の基本目標における数値目標の考え方とこの評価指標は連動しているということに留意いただきたい。

これを踏まえ、資料3を説明する。小規模多機能型居宅介護は6期計画までに累計で2カ所整備しており、7期計画中に1カ所を公募する予定である。看護小規模多機能型居宅介護は現在市内においてサービス展開している事業所はないが、7期計画の32年度までに1カ所を公募したいと考えている。具体的に今後の展開等ということで資料に予定を示しているが、7期計画期中において在宅系サービスとして今説明したサービスを最優先に整備することを予定し、あわせて施設居住系サービスとして、認知症高齢者グループホームの計画的整備を推進していく。現在、事業所等から各サービスの参入の動向や意向を把握しつつ、公募するサービスの種類や生活圏域、整備までのスケジュール等について検討を進めているところである。

これらの整備の詳細については、現段階では詳細を報告するまでには至っていないため、次回11月開催の協議会において説明することを予定している。本協議会へ報告を行うことができた場合には、12月に公募要領を公開し、公募説明会を実施する予定である。

【事務局】 引き続き、基本目標3「高齢者の在宅生活支援の充実」について説明する。これについては29年度より、関係機関を集めてみまもりネットワーク事業・配食事業連絡会を開催し、より密接な情報交換の場を設けることで、連携の構築、体制の構築を図っ

てきている。また、地域ケア会議は、地域づくりの課題を明らかにするため、自立支援・重度化防止等に資する観点からも個別事例等の検討を充実させることで、数値目標を超える成果を得られるよう努めていく。

【事務局】 基本目標4「計画推進のために」。これは、保険者機能強化推進交付金の資料2-1の(2)の表面下段の【評価指標の内容】の3番目、「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」と連動する数値目標であり、ケアプラン点検の実施件数を数値目標として挙げている。6期計画中には34件実施したが、7期計画中には、各年度20件、60件以上の実施を目標としており、現時点では、月2件の点検を実施する計画を立てて実施している。

対象となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の選定は昨年度に引き続き、主任介護支援専門員、居宅介護支援事業所（ケアマネの事業所）の管理者である介護支援専門員、新規開設した居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員としている。32年度末までに居宅介護支援事業所の管理者の要件として、主任介護支援専門員としなければならないことが決まっていることから、管理者を優先的に点検している。また、対象の事業者には複数の介護支援専門員がいる場合は、事業所の底上げのため、オブザーバー参加を促しており、地域包括支援センター及び地域の別の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員にも同様に書類点検とオブザーバー参加の協力を得ており、より多くの視点での点検を進めるとともに、主任介護支援専門員の地域貢献の場としても活用していく。ケアマネジャーの質の向上だけでなく、給付適正化としてのプラン点検という視点を強め、指導を進めていく。

また、課題となっているケアプラン点検の効果検証や継続的な支援に向けて、今年度中に保険者と主任介護支援専門員で協力体制を整え、面談後、別の困難案件のケアプランを提出してもらい、指導・助言ができる仕組みづくり等を検討していきたい。

【会 長】 この議題について、質問等はないか。

(挙手なし)

(5) 閉会

【会 長】 以上で本日の議題はすべて終了だが、他に何かあるか。

【事務局】 事務局から一点、参考資料1のプレスリリースの内容、本市、東京ガス株式会社西部支店及び東京ガスイズミエナジー株式会社の3者で「東久留米市高齢者等みまも



りに関する協定」を締結した件について、報告する。8月9日に締結した「東久留米市高齢者等みまもりに関する協定」は、市内に居住する高齢者等のうち、生命の危険等が見られ、行政の支援が必要と思われる高齢者等を発見した際に、その状況を速やかに市及び地域包括支援センター等に通報することによって、高齢者等の生活の安全に寄与することを目的としている。

具体的なみまもりの流れとしては、ガスの検診等を行う際、異臭がする等の気になることがあった場合において、必要に応じ、市または地域包括支援センター等に通報することとしている。また明らかな異変があり、緊急を要する場合は、近隣住民の方への要請や119番通報等も行う。通報を受けた市または包括等は、状況判断して対応する。これまでに同様の協定を締結している業者としては、新聞販売店やヤマト運輸、生協などがある。また、地域活性化包括連携協定書により、イトーヨーカドー、セブンイレブン等とも協力機関となっている。

【会 長】 これに関してもご質問やご意見はあるか。

【委 員】 これまでも同様の協定を締結していると説明があったが、実際に通報があったとか、安全に寄与した事例はあったか。

【事務局】 具体的な件数はここでは持ち合わせていないが、たとえば新聞がたまっているなどの異変の通報を受けて確認をすることによって、何らかの「気づき」につながるということはあるかと思う。

【委 員】 協定を締結している各社と実際のケースの情報を共有することができればよいと思う。

【事務局】 了解した。

【会 長】 それでは、これもちまして、本日の協議会を閉会する。

なお、第6期の介護保険の運営協議会は、今回もちまして終了となる。委員の皆様におかれましては、第6期の任期が満了する。どうもありがとうございました。

閉会時刻19時50分